

次期本庄市総合振興計画 前期基本計画

市民生活分野 素案



第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)					市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち(市民生活分野)						
市民アンケート		満足度		9 / 36位	重要度		33 / 36位				
現行計画内容					変更の有無	次期計画素案					
施策大項目名 1市民との協働によるまちづくりの推進					変更なし						
現況と課題					現況と課題 文字数 409						
<p>地方分権の時代を迎え、市民ニーズに対応しつつ自立したまちづくりが求められる中、本市の将来像に掲げた「あなたが活かす、みんなで育む」を実現するため、市民との協働によるまちづくりを推進し、各自治会やコミュニティ団体等を中心に、福祉や防災、そして地域の特性を活かした様々な活動が展開され維持されてきました。しかし、急激な少子化と高齢化、価値観の多様化などから、地域組織の担い手不足やコミュニティ活動への参加者の高齢化などの課題が発生しています。</p> <p>「市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち」の実現は、市民との協働なくしては推進できません。自治会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO法人、企業等は、行政にとって重要なパートナーです。今後も多様な連携に向けてコーディネート※を積極的に展開し、各主体が適性を活かした役割を担える仕組みを推進するとともに、ボランティア団体等の育成や発掘を行い、必要な支援と各種団体との連携強化を図ることが求められています。</p>					<p>・社会情勢の変化による市民ニーズの多様化や、少子高齢化等により、行政サービスだけでは解決できない身近な課題が発生しています。そのため市では、自治会やボランティア団体、NPO法人等を中心とした各種市民団体と協働して、福祉や教育、防犯・防災を始め、地域の課題を解決するための事業や、地域の特性を活かした事業など様々な活動を推進してきましたが、今後一層の協働を進めていくには、市民等の理解と協力、そして参加を得られるような方策とともに、少子高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動等への参加者の減少、主体となる人材の高齢化などが課題となっています。</p> <p>・自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。今後更に市民との協働を推進するためには、新たな課題への対応と、市民団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。</p>						
現状グラフ内容		協働の現状			現状グラフ内容		協働の状況				
現状グラフ		自治会の加入世帯数/加入率			変更なし						
		NPO法人登録数			変更なし						
めざす姿		●自治会に対する市民の理解が深まり加入率が上昇しています。			変更あり		●地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。				
		●地域のニーズに対応するボランティア団体、NPO法人の活動が活発化しています。			変更あり		●地域のニーズや課題に対応するボランティア団体、NPO法人等の活動が活発化しています。				
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 自治会の加入率 (全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合)		目標値 (平成29年)	93.00%	成果指標 自治会の加入率 (全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合)		現状 (平成28年)	88.60%		
				平成28年度時点	88.60%			目標値 (平成34年)	93.00%		
		成果指標 NPO法人登録数 (県に登録された本庄市内にあるNPO団体の数)		目標値 (平成29年)	40団体	成果指標 NPO法人登録数 (県に登録された本庄市内にあるNPO団体の数)		現状 (平成28年)	40団体		
				平成28年度時点	40団体			目標値 (平成34年)	45団体		
		市民満足度		協働の仕組みの構築 (市民との協働、企業との協働等)		目標値 (平成29年)	20%	市民満足度 市民との協働によるまちづくりの推進		現状 (平成28年)	27.4%
		市民満足度		地域コミュニティの充実		目標値 (平成29年)	40%				

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 自治会の支援	地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会と、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。	変更あり	1 自治会の支援	・地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。
	2 コミュニティ団体の活動支援	コミュニティ団体の活動を活発化するため、各種活動支援を目的とした補助金の交付や活動の場を用意するなど活動の支援をします。	変更あり	2 コミュニティ活動団体の支援	・地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。
	3 ボランティア団体・NPO法人との協働	ボランティア団体やNPO法人との協働により、各種イベントや研修会を実施するとともに、市民プラザ跡地に建設する複合施設では、様々な市民活動が活発化するための支援に努めます。	変更あり	3 ボランティア団体・NPO法人との協働	・ボランティア団体やNPO法人との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。
	4 市民・企業との協働	全市一斉清掃や花いっぱい運動、ロードサポート※など、環境美化、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や市内企業・事業所等と協働して積極的に実施します。	変更あり	4 市民・企業との協働	・地域の課題解決や公共サービスのさらなる充実、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や企業からも取入れ、協働による取組みを推進していきます。
協働による取組み	取り組み内容		取り組み内容		
	[市民活動団体との協働]市民活動団体との協働による全市一斉清掃や花いっぱい運動を今後も継続し、地域コミュニティの醸成とまちの美化に努めます。 また、市民プラザ跡地に建設する複合施設では、市民活動の拠点として様々な団体の活動が活発化するための支援に努めます。		・自治会及び自治会連合会の活動を支援し地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。 ・地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民団体、NPO団体等による専門性、柔軟性等を活かした公益的な取組について協働して取組みます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		

		変更の有無	事業名	事業概要	
(資料編) 主な事業一覧	①自治会運営支援事業	自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。	変更あり	①自治会運営への支援	自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。
	②自治会施設整備助成事業	コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。	変更あり	②自治会施設整備への助成	地域コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。
	③コミュニティ団体活動支援事業	コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。	変更あり	③コミュニティ団体への活動支援	コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。
	④コミュニティ助成事業	地域コミュニティ醸成のため、(財)自治総合センターの助成金を受けて、祭り道具等の整備を行います。	変更あり	④地域コミュニティへの助成	地域コミュニティ醸成のため、(財)自治総合センターの助成金を受けて、地域コミュニティ活動に必要な物品等の整備を行います。
	⑤市民と市内企業との合同研修	支援自治会と地元企業の防犯・防災等の合同研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力を行います。	変更あり	⑤市民と市内企業との合同研修	自治会と地元企業の防犯・防災等の合同研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力を行います。
	⑥花いっぱい運動	地域で植栽活動を行っている団体や地元自治会等と協働して、まちの中を花で飾る「花いっぱい運動」を展開します。	削除		
	⑦全市一斉清掃	コミュニティ協議会との協働により、ゴミゼロ運動の一環として全市一斉清掃を実施します。	変更なし		
	⑧児玉地域ボランティア連絡協議会への参加	児玉郡市内のボランティア団体の集まりである児玉地域ボランティア連絡協議会に参加し、イベントや研修会などを協働して開催します。	変更なし		
	⑨ボランティア団体・NPO法人の設立・育成支援	ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供など、団体の育成と支援を図ります。	変更なし		
			新規	⑨市民提案事業	地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体、NPO団体等の専門性、柔軟性等を生かした公益的な事業の提案を支援し、市民との協働のまちづくりを展開します。

第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)				市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち(市民生活分野)													
市民アンケート		満足度		12/36位		重要度		26/36位									
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案											
施策大項目名 2人権を尊重する社会の実現				変更なし													
現況と課題				現況と課題		文字数 580											
<p>女性、子ども、高齢者、障害のある人などの人権問題は、依然として存在し、インターネットによる人権侵害などが新たに発生するなど、複雑多岐にわたっています。また、男女共同参画では、固定的な性別役割分担意識による社会慣行や社会制度が依然として残っており、女性や男性の多様な生き方の選択を妨げています。</p> <p>多様な価値観が求められる中で、市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに生き生きと暮らすことのできる豊かなまちづくりを目指して人権教育、人権啓発を推進していく必要があります。</p>				<p>・女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の人権問題は依然として存在し、特に近年ではICT社会の進展によるインターネットへの差別的な書き込みの増加や、新たにヘイトスピーチによる人権侵害が発生するなど複雑多岐に渡っています。市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに生き生きと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、あらゆる人権問題の解決のため、教育及び啓発を中心とした取組みを進める必要があります。</p> <p>・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識は、今までの取組みにより変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、女性や男性の多様な生き方の選択を妨げています。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができ、また、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するために、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現、女性のキャリア形成支援や意識改革などを一体的に行う必要があります。</p> <p>・本市にも様々な国籍の方が居住している現状から、地域の生活習慣を慣れ親しんでいただくための取組をすすめるとともに、言語や生活習慣等をお互いに理解しあえる多文化共生社会の実現が求められています。</p>													
現状グラフ内容		人権を取り巻く環境の現状		変更の有無		現状グラフ内容		人権を取り巻く環境の現状									
現状グラフ		人権研修会への参加者数		変更なし													
		審議会等における女性委員の割合		変更なし													
めざす姿		●市民一人ひとりの人権が尊重されています。		変更あり		●人権尊重の精神が正しく身について、市民一人ひとりの人権が尊重されています。											
				新規		●人権問題についての悩みを持った市民が気軽に相談できる環境が整っています。											
		●性別や国籍、障害の有無に関係なく、すべての市民の能力が発揮されています。		変更あり		●性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮されています。											
				新規		●DVなどに苦しむ市民に対して、行政や関係機関が横断的に連携されて、相談や支援の体制が機能しています。											
				新規		●多文化共生の社会が実現しています。											
成果指標・市民満足度と目標値		成果指標 研修会への参加者数 (人権教育研修会への参加者数(年間))		目標値(平成29年)		2,286人		成果指標 研修会への参加者数 (人権教育研修会への参加者数(年間))		現状(平成28年)		2,429人					
				平成28年度時点		2,429人				目標値(平成34年)		2,672人					
		成果指標 審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)		目標値(平成29年)		30%		成果指標 審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)		現状(平成28年)		21.64%					
				平成28年度時点		21.64%				目標値(平成34年)		30.00%					
		成果指標		目標値(平成29年)				成果指標 国際交流事業への参加率 (外国人世帯のうち国際交流協会で行っている事業に参加している世帯の割合)		現状(平成28年)		4.10%					
				平成28年度時点						目標値(平成34年)		10.00%					
		市民満足度		差別のない社会の実現(人権尊重、男女共同参画等)		目標値(平成29年)		35%		市民満足度		人権を尊重する社会の実現		現状(平成28年)		20.9%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 人権教育・人権啓発の推進	全ての人々の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な場を通じ人権教育・人権啓発を行います。	変更あり	1 人権教育・人権啓発の推進	・全ての人々の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な場を通じ人権教育研修会等を開催するとともに、人権啓発活動を行います。
	2 市民の人権擁護	市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう努めるとともに、全ての人々の人権が尊重される社会を目指します。	変更あり	2 市民の人権擁護	・市民の日常生活において生じる人権に関する様々な悩みに対して、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう啓発に努めます。
	3 男女共同参画の推進	女性と男性がともに家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等に基づく教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。	変更なし		
	4 配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援	被害者の早期発見、自立支援や適切な保護を図るとともに、市民一人ひとりがDV※は身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DV※を許さない社会の実現を目指します。	変更あり	4 配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援	・被害者の早期発見や適切な保護に努め、自立支援の充実を図るとともに、市民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会の実現を目指します。
			新規	5 国際交流の推進	・多文化共生社会の実現のため、在住外国人と市民との交流事業や、市民の国際理解を高めるための事業や公共刊行物等の多言語化の取り組みを推進します。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	[人権教育研修会] 女性、子ども、高齢者、障害のある人などのあらゆる人権問題を解決するため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、婦人会、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。		[人権教育研修会] 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等あらゆる人権問題を解決するため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、婦人会、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。  [国際交流事業] 多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会との協働により取り組みます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	第3次本庄市男女共同参画プラン	平成30年度から平成34年度(予定)	「ともに支えあい男(ひと)と女(ひと)がかがやくまち本庄」を推進イメージに、市民の皆さんが男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指すことを目的とした計画		

(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①人権教育・人権啓発事業	市民のライフサイクルに合わせた様々な機会をとらえ、幅広い年齢層に合った各種研修会や講演会などを開催します。	変更あり	①人権教育研修会等の実施	市民のライフサイクルに合わせた様々な機会をとらえ、幅広い年齢層に合った各種研修会や講演会などを開催します。
	②人権相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談を毎月2回実施するとともに、委員が人権思想の普及啓発活動を行います。	変更あり	②人権擁護委員による人権相談等の実施	法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談を毎月2回実施するとともに、委員自らも人権思想の普及啓発活動を行います。
	③男女共同参画啓発事業	男女共同参画基本計画の進行管理を踏まえて、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。	変更なし	③男女共同参画啓発の推進	男女共同参画基本計画の進行管理を踏まえて、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。
	④配偶者暴力相談支援センター事業	DV※被害者にとって最も身近な相談窓口となり、警察等の関係機関との連携を図り、速やかなDV※被害者の安全確保に努めます。	変更あり	④配偶者暴力相談支援センターによる被害者支援	DV被害者にとって最も身近な相談窓口となり、警察等の関係機関との連携を図るとともに、DV被害者の速やかな安全確保に努めます。
			新規	⑤本庄市国際交流協会活動補助事業	在住外国人の方の地域社会への参加を促すため、本庄市国際交流協会が行っている在住外国人との交流活動や語学講座等の研修、広報活動、翻訳・通訳等のボランティア活動を支援します。



第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)				市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち(市民生活分野)					
市民アンケート		満足度		18/36位		重要度		2/36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名		3 危機管理体制の充実		変更あり		3 危機管理体制の強化			
現況と課題				現況と課題		文字数 466			
<p>東日本大震災という未曾有の災害をはじめ、毎年全国各地で地震や豪雨等による災害が発生しています。災害が少ないと思われていた本市においても、最近では多くの被害が出ています。万一に備え、各種ハザードマップ※、災害時要援護者の避難支援プランや防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害防災訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動などを市民に周知するためのPRや防災の講演会等を開催し、意識啓発や市民の自主的な災害準備をさらに充実させるほか、被害を軽減させるために自助、共助、公助が連携した災害時の助け合い体制のさらなる強化が必要となっています。</p> <p>山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があるため、避難路の安全確保や避難場所の確保も課題となっています。</p> <p>また、災害に備えて食料をはじめとした避難生活に必要な物資の備蓄を図るとともに、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。</p>				<p>・東日本大震災や熊本地震をはじめ、台風による豪雨など毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しています。災害が少ないと思われていた本市においても、雪害の発生などにより被害が出ています。万一に備え、各種ハザードマップや、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害防災訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動などを市民に周知するためのPRや自助・共助を促すための防災に関する研修会等を開催し、意識啓発や市民の自主的な災害準備をさらに充実させるとともに、被害を軽減させるために、自助、共助、公助が連携した災害時の助け合い体制のさらなる強化が必要です。</p> <p>・山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があります。孤立集落となるのを防ぐため、避難路の安全確保や避難場所の確保が必要となります。</p> <p>・避難生活に必要な物資を確保する必要があることから、食料や生活必需品、防災用資器材の備蓄を図るとともに、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。</p>					
現状グラフ内容		危機管理体制の現状		変更の有無		現状グラフ内容		危機管理体制の現状	
現状グラフ		備蓄食料		変更なし		備蓄食料			
		自主防災組織率		変更なし		自主防災組織率			
めざす姿		●市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。		変更なし		●市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。			
		●行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっています。		変更なし		●行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっています。			
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	備蓄食糧 (災害発生時に備えて蓄えておく食糧)	目標値(平成29年)	30,000食	成果指標	備蓄食料 (災害発生時に備えて蓄えておく食糧)	現状(平成28年)	30,128食	
			平成28年度時点	30,128食			目標値(平成34年)	45,000食	
	成果指標	自主防災組織率 (自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合)	目標値(平成29年)	100%	成果指標	自主防災組織率 (自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合)	現状(平成28年)	94%	
			平成28年度時点	94%			目標値(平成34年)	100%	
市民満足度	危機管理体制の充実(防災体制、消防体制等)	目標値(平成29年)	40%	市民満足度	危機管理体制の充実	現状(平成28年)	26.2%		

	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
施策中項目	1 防災体制の強化	市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画及び本庄市国民保護計画に基づいた防災訓練を行います。また、災害時の情報伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、避難場所である公共施設の耐震化や保存食等の必需品の備蓄等を計画的に進めます。	変更あり	1 防災体制の推進	・市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画に基づいた防災訓練を行います。 ・防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災資機材等の備蓄を計画的に進めます。
	2 防災意識の高揚	迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップ※を利用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。	変更あり	2 防災意識の高揚	・迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップを利用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。
	3 自主防災組織の育成	市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援します。	変更なし		
	4 消防団の活動促進	地域の安全を守るため、消防団員の確保を図り、関係機関と連携した迅速な消防活動を行います。また、消防施設や機械器具などを計画的に整備します。	変更あり	4 消防団活動と地域防災力の向上	・消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の方々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。
	5 防災・減災のための施設整備	防災・減災のために、耐震性貯水槽の整備や蓄電装置等を備えた避難場所の充実などを図ります。	変更あり	5 防災・減災のための施設整備	・防災・減災のために、耐震性貯水槽等の計画的な整備の推進や避難所における非常電源等の確保など避難施設の充実を図ります。
	6 災害時要援護者避難支援の充実	既登録者だけでなく、新たな援護を必要とする方の把握に努めるとともに、避難時における情報提供や福祉避難所の設置など、災害時要援護者への支援の充実を図ります。	変更あり	6 避難行動要支援者対策の推進	・避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	[危機管理意識の高揚と自主防災隊の育成] 災害時等に迅速な行動が行えるよう防災訓練や啓発活動などを通じて危機管理意識の高揚を図ります。 また、市全域にわたり自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、防災体制の強化を図り安全性の高いまちづくりを進めます。		[危機管理意識の高揚と自主防災隊の育成] 災害時等に迅速な行動が行えるよう防災訓練や啓発活動などを通じて危機管理意識の高揚を図ります。 また、市全域にわたり自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、防災体制の強化を図り安全性の高いまちづくりを進めます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	本庄市地域防災計画	平成25年5月～	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市において防災上必要な諸施策の基本を定め、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、地域、住民のかけがえない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画		

		変更の有無	事業名	事業概要	
(資料編) 主な事業一覧	①大規模災害等を想定した防災訓練の実施	災害時等における救助活動を円滑にするための実践的な実務の習得と関係機関との連携強化を図るため、市民参加による防災訓練を実施し、意識の高揚を図ります。	変更なし		
	②防災行政無線の整備等情報通信基盤の拡充	災害時に正確な情報を迅速に伝達するために、情報通信基盤の拡充を図ります。	変更なし		
	③避難場所である公共施設の耐震化の実施	昭和56年の建築基準法の改正以前に建築された建物について耐震診断を実施し、必要なものについては耐震化を実施します。	削除		
	④備蓄食糧等の確保	災害等の発生に備えて、保存食や毛布等の生活必需物資の備蓄や飲料水の確保のための整備を計画的に進めます。	変更なし		
	⑤自主防災組織の設立促進と活動の支援	市全域に自主防災組織を育成し、その活動を支援するため「本庄市消防施設等整備費補助金交付要綱」により、補助金を交付します。	変更なし		
	⑥消防団員の確保	自治会、企業等の協力により団員の確保に努めます。また、事業所単位での防火・防災体制づくりを支援します。	変更なし		
	⑦消防施設や機械器具の整備	消防施設は災害時における救助活動の最前線となるため、施設及び機械器具の整備を計画的に実施します。	変更なし		
	⑧消防水利の整備	災害等の発生に備えて、耐震性貯水槽の整備を計画的に実施します。	変更なし		
	⑨防災施設の整備	災害時に対応できる環境に配慮した機能（エコ機能）をもった避難施設の整備を推進します。また、土砂災害により避難経路が交通途絶となる可能性が非常に高い地域への対策として、避難場所の確保を図ります。	変更なし		
	⑩災害時要援護者避難支援制度の充実	災害時要援護者避難支援プランの更新や福祉避難所の確保のため、福祉施設との協定の締結等を図るとともに、段階的に訓練を実施します。	変更あり	⑨避難行動要支援者支援の充実	全体計画の更新や福祉避難所の確保のため、福祉施設との協定の締結等を図るとともに、段階的に訓練を実施します。
	⑩業務継続計画の策定	大規模災害等により、職員・物資・情報等が被害を受け、通常の業務が中断せざるを得ない場合に備え、組織体制、事前対策、対応方法を定めた計画を策定します。	変更あり	⑩業務継続計画の推進	必要資源の確保に努めた結果や訓練等によって得られた情報や知見等について、内容に反映させ、計画を見直し・更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させます。

第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)				市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち(市民生活分野)					
市民アンケート		満足度		34/36位		重要度		3/36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名		4 防犯体制の充実		変更あり		4 防犯対策の推進			
現況と課題				現況と課題		文字数 442			
<p>本市では、犯罪の発生を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、防犯ボランティア連絡協議会加入団体数は、前期基本計画当初（平成18年）の37団体から、目標値とした87団体の加入を達成しました。</p> <p>また、平成18年の刑法犯認知件数※は、1,744件（人口千人あたり21.3件）で県内ワースト12位でしたが、平成23年には、1,018件（人口千人あたり12.48件）で同40位と改善しています。</p> <p>今後も引き続き、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するとともに、自主的な防犯パトロール隊等の未組織自治会の解消と活動支援を行い、市民と行政が連携して、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。</p>				<p>・本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、防犯ボランティア連絡協議会加入団体数は、87団体（平成23年）から、104団体（平成28年）の登録となりました。また、平成23年の刑法犯認知件数は、1,018件（人口千人あたり12.48件）で県内ワースト40位でしたが、平成28年には、648件（人口千人あたり8.32件）と改善しましたが県内ワースト37位となっています。また、市民の身近なところで起こる自転車盗が多く発生し、高齢者を狙った特殊詐欺も増えてきています。今後も引き続き、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と未組織自治会の解消を目指すとともに、防犯に関する環境整備を図り、市民と行政が連携して、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。</p>					
現状グラフ内容		防犯体制の現状		変更の有無		現状グラフ内容		防犯の現状	
現状グラフ		刑法犯認知件数		変更なし					
		全自治会の防犯ボランティア組織率		変更なし					
めざす姿		●防犯パトロールなど、地域の自主的な防犯活動が進み、犯罪が発生しにくいまちとなっています。		変更なし					
		●防犯組織活動の活発化に伴い、住民相互のコミュニティが確立された住み良いまちとなっています。		変更なし					
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	刑法犯認知件数（刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による人口千人あたりの被害者届件数（年間））	目標値（平成29年）	7件	成果指標	刑法犯認知件数（刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による被害者届件数（年間））	現状（平成28年）	648件	
			平成28年度時点	8件			目標値（平成34年）	580件	
	成果指標	全自治会の防犯ボランティア組織率（自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合）	目標値（平成29年）	100%	成果指標	全自治会の防犯ボランティア組織率（自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている割合）	現状（平成28年）	92%	
			平成28年度時点	92%			目標値（平成34年）	100%	
市民満足度	防犯体制の充実（防犯活動等）	目標値（平成29年）	40%	市民満足度	防犯体制の充実	現状（平成28年）	25.4%		

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 防犯活動団体の組織の強化	地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により目標値の87団体の登録が達成できました。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。	変更あり	1 防犯活動団体の組織の強化	・地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により104団体の登録が達成できました。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。
	2 地域防犯体制の充実	犯罪を未然に防ぐため、自治会を主体とした市民や企業（事業所）に向けた防犯研修会を積極的に展開します。犯罪被害の実態の把握や身を守るための方法の学習など、地域における防犯体制の見直しとコミュニケーションを図ることで、防犯体制を充実させます。	変更なし		
	3 犯罪の起きにくいまちづくり	自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを行い、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。	変更あり	3 犯罪の起きにくいまちづくり	・自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。
	4 暴力追放運動の強化	警察と地域住民・企業・行政が協力して悪質で巧妙化する暴力団等の犯罪の追放運動を拡大します。	変更あり	4 暴力団排除活動の推進	・警察と地域住民・企業・行政が協力して暴力団等の排除活動を推進します。
協働による取り組み			取り組み内容		
	【地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅】市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		【地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅】市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		
関連計画	計 画 名	計 画 期 間	概 要		

(資料編) 主な事業一覧			変更の有無	事業名	事業概要
	①防犯ボランティア団体の組織の強化	自治会中心の防犯ボランティア団体の組織化をさらに進めるため、未組織自治会の解消とともに、各種団体との連携による組織の拡充を図ります。	変更なし		
	②防犯団体の支援	防犯活動に必要とされるベスト、帽子等を提供します。また、犯罪情報の共有化を図ります。	変更なし		
	③防犯研修会の実施	防犯ボランティア連絡協議会加入団体への研修会及び自治会単位での研修会を警察署や関連機関と合同で実施します。	変更なし		
	④広報紙・ホームページ等による啓発	市広報紙やホームページなどを通じて、犯罪に関する情報や防犯に対する取り組みの啓発を実施します。	変更あり	④広報紙・ホームページ等による啓発	市広報紙やホームページ、防災行政無線などを通じて、犯罪に関する情報や防犯に対する取り組みの啓発を実施します。
	⑤防犯灯設置事業の推進	各自治会からの申請に基づき行っている防犯灯設置事業のLED化を含め、今後も継続して実施します。	変更あり	⑤防犯環境の整備	防犯に配慮した環境を整備するため、自治会からの申請に基づき、予算の範囲内で防犯灯の設置費用及び電気料金の助成を実施します。また、必要に応じ公共空間への防犯カメラなどの整備を促進します。
	⑥防犯パトロールの実施	青色回転灯積載車による小学校単位ごとの巡回、地域防犯団体による巡回の実施を推進します。また、警察官によるパトロール強化を依頼します。	変更なし	⑥防犯パトロールの実施	青色回転灯積載車による小学校単位ごとの巡回、地域防犯団体による巡回の実施を推進します。また、警察官によるパトロール強化を依頼します。
	⑦市民参加の防犯対策	地域防犯意識の高揚と併せ、地域内の空き地や空き家などで防犯対策が必要な場合の措置を講じるよう呼びかけます。	変更あり	⑦市民参加の防犯対策	地域防犯意識の高揚と併せ、地域内の防犯対策が必要な場合の措置を講じるよう呼びかけます。
⑧暴力追放活動・啓発の推進	巧妙化する暴力団等の犯罪追放と地域が一体となった犯罪防止活動推進の指針のため、条例制定や啓発活動など必要な活動の支援を推進します。	変更あり	⑧暴力排除・暴力追放活動の推進	巧妙化する暴力団等の犯罪追放と地域が一体となった犯罪防止活動推進のため、関係機関と連携して、暴力排除活動を推進します。	

第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)				市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち(市民生活分野)					
市民アンケート		満足度		26 / 36位		重要度		6 / 36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名		5 交通安全対策		変更あり		5 交通安全対策の推進			
現況と課題				現況と課題		文字数 413			
<p>本市の交通事故発生件数は、前期基本計画策定時の808件(平成18年)と比較し減少傾向にあります。平成23年の交通事故発生件数は532件、人口千人当たりの人身事故発生率は6.52件で、県下全体の5.15件と比較しても1.26倍で、県内ワースト7位と、依然として事故発生割合が多い状況にあります。このため、引き続き高齢者や障害のある人、子どもなどの安全を守るためのガードレールや歩道、自転車、自動車等の運転手の安全確認を補うカーブミラーや注意喚起を促す標識など、交通安全施設の一層の整備が必要となっています。</p> <p>また、自動車の運転手のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や、交通事故防止に対する意識の高揚に取り組み、交通事故の減少、安全で円滑な道路交通の確保、快適な交通環境の実現のために、市民と行政が協力して取り組む必要があります。</p>				<p>・本市の交通人身事故発生件数は、年々減少傾向にあります。平成28年の交通人身事故発生件数は516件、人口千人当たりの人身事故発生率は6.53件で、県下全体の3.80件と比較しても1.72倍で県下ワースト1位と、依然として事故発生割合が多い状況です。特に、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、さらに高齢者が関係する事故が増えることが予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者の方々に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等を実施していくとともに、安全で円滑な運行を確保するため、道路交通環境の一層の整備を行う必要があります。また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生涯を通じた交通安全思想の普及などに取り組む必要があります。</p>					
現状グラフ内容		交通安全対策の現状		変更の有無		現状グラフ内容		交通事故の現状	
現状グラフ		交通事故発生件数		変更なし					
		高齢者が関係した交通事故発生件数		変更なし					
めざす姿		●交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる環境が整備されています。		変更あり		●交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。			
		●交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなど交通弱者への配慮がなされています。		変更なし					
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	交通事故発生件数 (市内における交通事故発生件数(年間))	目標値(平成29年)	391件	成果指標	交通事故発生件数 (市内における交通事故発生件数(年間))	現状(平成28年)	516件	
			平成28年度時点	516件			目標値(平成34年)	391件	
	成果指標	高齢者が関係した交通事故発生件数 (交通事故発生件数のうち65歳以上の方が、当事者となった件数(年間))	目標値(平成29年)	57件	成果指標	高齢者が関係した交通事故発生件数 (交通事故発生件数のうち65歳以上の方が、当事者となった件数(年間))	現状(平成28年)	96件	
			平成28年度時点	96件			目標値(平成34年)	57件	
市民満足度	交通安全対策(交通安全施設、交通安全活動等)	目標値(平成29年)	40%	市民満足度	交通安全対策	現状(平成28年)	27.5%		

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 交通安全施設などの交通環境の整備	安全で円滑な交通環境の確保のため、交通安全施設である、カーブミラー、路側帯、ガードレール、道路照明灯などの施設整備及び交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。	変更あり	1 交通安全施設などの道路交通環境の整備	・安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。
2 交通安全意識の高揚	高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、自治会、老人会、学校などを中心とした安全教育を実施するとともに安全意識の高揚を図ります。	変更あり	2 交通安全意識の高揚	・高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、自治会、老人会、学校など、成長過程に応じた段階的かつ体系的な安全教育を推進するとともに安全意識の高揚を図ります。	
協働による取り組み	[地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅] 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		取り組み内容		
	[地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅] 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		[地域ボランティア活動による犯罪と交通事故の撲滅] 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動を通じて、地域住民による犯罪と交通事故に対する共通認識の共有化を推進し、地域からの犯罪及び交通事故の撲滅に向けた活動を充実させ、安全で安心なまちづくりを進めます。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
	第10次本庄市交通安全計画	平成28年度～平成32年度	陸上交通の安全に係る5ヵ年計画		
(資料編) 主な事業一覧	変更の有無	事業名	事業概要		
	①交通安全施設整備事業	カーブミラー、ガードレール、道路照明灯(LED化)の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。	変更なし		
	②交通環境の整備	事故が多発している道路・交差点など緊急に交通安全の確保が必要な場所について、重点的に整備を行います。	変更なし		
	③交通安全運動の推進	季節ごとに行われる交通安全運動期間において、啓発活動への各関係団体の参加を促進し、交通安全に関する啓発を推進します。	変更なし		
	④交通安全教育	高齢者、児童、園児を対象とした各年齢に応じた交通安全教室を随時開催し、交通事故の減少を図ります。	変更なし		
	⑤交通安全協力団体への支援	交通安全母の会や高齢者団体等の交通安全協力者への支援を行い、組織強化のための加入者増を図り、事故防止活動を推進します。	変更あり	⑤交通安全協力団体への支援	交通安全母の会や高齢者団体等の交通安全協力者への支援を行い、事故防止活動を推進します。
	⑥災害時への対応	災害時の安全で円滑な交通を確保するため、警察への要請や地域ボランティアの見守り活動等を推進します。	変更あり	「危機管理体制の充実」分野のため削除	



第2章 市民と行政が連携し、ともに地域を支えるまち(市民生活分野)				市民と行政が支えあい安全に暮らせるまち(市民生活分野)					
市民アンケート		満足度		8 / 36位		重要度		18 / 36位	
現行計画内容				変更の有無		次期計画素案			
施策大項目名		6 市民サービスの向上		変更なし					
現況と課題				現況と課題		文字数 444			
<p>窓口サービスについては、市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っています。また、電話予約による、住民票の写しや印鑑証明書、税務証明書の休日交付や郵便請求による交付も行っています。市民相談については、法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金相談を行っており、特に法律相談には希望者が多く、相談日を増やして対応しています。今後も個人情報の保護に配慮する中で、多様化する市民ニーズに合わせて、インターネットを利用して自宅から各種サービスの手続きができるシステムなど、さらにサービスの拡充を図っていく必要があります。</p> <p>また、来庁した市民にわかりやすい案内表示や窓口形態など、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。</p>				<p>・窓口サービスについては社会情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っており、利用者も年々増加しています。また、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵便請求による各種証明書の交付も行っています。今後も市民サービス向上のため、窓口業務の在り方やICT(情報伝達技術)の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。</p> <p>・市民相談は、事前予約制で法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を行っており、特に法律相談は希望者が多く相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られるため、今後はさらに多くの相談希望者に対応できる相談体制を構築していく必要があります。</p> <p>・市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。</p>					
現状グラフ内容		市民サービスの現状		変更の有無		現状グラフ内容		市民サービスの現状	
現状グラフ		休日窓口平均利用者数		変更なし					
		市民サービスの要素		変更なし					
めざす姿		●市民のライフスタイルに合わせ、時間や場所に制約されない市民サービスが提供されています。		変更なし					
		●市民サービスの効率化により、市民が快適なサービスを受けることができます。		変更なし					
成果指標・市民満足度と目標値	成果指標	電子申請・施設予約システムの利用率(インターネット利用手続件数÷インターネット利用可能手続件数(平成24年度から開始))	目標値(平成29年)	10.00%	成果指標	行財政経営分野 電子自治体の推進 と統合のため削除	現状(平成28年)		
			平成28年度時点				目標値(平成34年)		
	成果指標	休日窓口平均利用者数(日曜窓口における、1日あたりの利用者数)	目標値(平成29年)	50人	成果指標	休日窓口平均利用者数(日曜窓口における、1日あたりの利用者数)	現状(平成28年)	89人	
			平成28年度時点	89人			目標値(平成34年)	109人	
	市民満足度	市民サービスの向上(市民相談の充実、窓口サービスの向上等)	目標値(平成29年)	40%	市民満足度	市民サービスの向上	現状(平成28年)	36.9%	

施策中項目	名称	取り組み内容	変更の有無	名称	取り組み内容
	1 市民相談の充実	社会情勢の変化に伴い、複雑・多様化した市民の相談ごとに対し支援します。多くの相談希望者に対応できる体制の構築を図ります。	変更あり	1 市民相談の充実	・社会情勢の変化に伴い複雑・多様化した市民の相談に対応します。より多くの相談希望者に対応できるよう体制の構築を図ります。
	2 窓口サービスの向上	市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付などのサービスを提供します。	変更あり	2 窓口サービスの向上	・市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。
	3 インターネットを利用した手続きの充実	インターネットを利用して、自宅から各種サービスの手続きができるシステムを充実させます。施設予約システムの対象施設を拡大し、電子申請システムでの申請項目を充実させ、市民の利便性の向上を図ります。	削除	電子自治体の推進へ統合	
	4 職員の資質の向上	窓口サービスの向上を図るため、職場での研修や各種業務の専門研修の活用により、市民の多様な要望に応えられるよう、職員の資質の向上に努めます。	変更あり	3 職員の資質の向上	・市民サービスの向上を図るため、職場での研修や各種業務の専門研修の活用により、市民の多様な要望に応えられるよう、職員の資質の向上に努めます。
	5 市民に親しまれる市庁舎の実現	市庁舎を積極的に開放し、市民による活動の発表やコンサートの開催など、多くの人が市庁舎を訪れてみたくなる機会を提供することにより、市民に親しまれる市庁舎の活用を努めます。	変更あり	4 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現	・多様化する市民ニーズを把握することで、より市民の立場に立った使いやすい市庁舎等の実現に努めます。
協働による取り組み	取り組み内容		取り組み内容		
	【市庁舎の開放及び市民プラザ跡地複合施設・児玉総合支所複合施設の活用】市民やボランティア団体、NPO法人等による作品やパネルの展示、コンサート等、多種多様な活動の発表の場所として市庁舎1階市民ホールを情報の発信基地として積極的に開放することにより、多くの市民が市庁舎を訪れてみたくなる機会を提供します。また、今後、建設される市民プラザ跡地複合施設・児玉総合支所複合施設をはじめとした様々な公共施設を市民活動の拠点として活用します。		【市民活動交流センターはにぼんプラザ、アスピアこだまなどの活用】市民団体やNPO法人等による作品やパネルの展示、コンサートなど、多種多様な活動の場所として、市民活動交流センターはにぼんプラザやアスピアこだま、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫をはじめとした様々な公共施設を市民活動の拠点として活用します。		
関連計画	計画名	計画期間	概要		
(資料編) 主な事業一覧	事業名	事業概要	変更の有無	事業名	事業概要
	①市民相談事業	市民相談を拡充し、市民の悩みの解消に努めます。	変更あり	①市民相談事業	市民相談をより利用しやすく変更し、市民の悩みの解消に努めます。
	②休日窓口開庁業務	休日窓口開庁の業務内容の拡大を図り、市民の利便性向上に努めます。	変更なし		
	③電子申請・施設予約システム事業	インターネットを利用して、自宅から各種サービスの手続きができるシステムの利活用により、市民の利便性向上を図ります。	削除	行財政経営分野 電子自治体の推進へ統合	
	④職員研修	各種職員研修や職場内研修により専門知識を深めるとともに、より良い接遇を習得し、職員の資質の向上を図り、窓口サービスの充実に努めます。	変更なし	④職員研修	各種職員研修や職場内研修により専門知識を深めるとともに、より良い接遇を習得し、職員の資質の向上を図り、窓口サービスの充実に努めます。